

# 渋谷本町学園標準服販売店のご案内

標準服を下記日程・販売店にて採寸いたします

標準服採寸受付期間：2023年1月30日（月）～2月15日（水）

取り扱い販売店

東京柔道衣工業（株）（東柔）

住所：渋谷区本町1-4-15-201  
（初台駅前ファミリーマートのマンションの2F）  
オートロックですので201を呼び出してください  
TEL：03-3376-2441

ブティック ミセス

住所：渋谷区本町5-1-1  
（渋谷本町学園第2グラウンド前）

TEL：03-3377-3583

お問い合わせの際は、販売店に直接ご連絡ください

▶標準服  
（5～9年）

男女共通



▶服装（体操着・ジャージ）



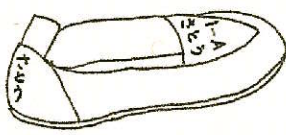
今年度よりデザインが新しくなりました！

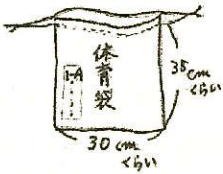
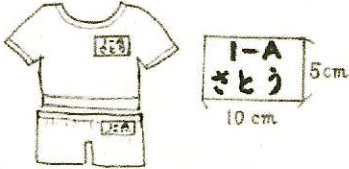

# 令和4年度 渋谷本町学園 生活のきまり

## 1 服装・頭髪など

本校では初等部、中・高等部の2種類の標準服となる。着用する際は以下のきまりを守って正しく着用する。

		初等部（1～4年）	中・高等部（5～9年）
標準服	冬服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登下校／朝礼等の際はブレザーを着用する</li> <li>※1～6年生は校帽の着用</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー</li> <li>・ネクタイ／リボン</li> <li>・肌着：白（ワンポイント可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレザー</li> <li>・ネクタイ／リボン</li> <li>・肌着：白（ワンポイント可）</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフパンツ／スカート</li> <li>・白のワイシャツ／ブラウス（ポロシャツも可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラックス／スカート</li> <li>・ワイシャツ／シャツブラウス（首まわりの立っている型・丸型可）（開襟シャツ、ボタンダウンシャツは除く）</li> </ul> <p>※スラックスを履く場合は、必ずベルトを着用（黒・紺）</p> <p>※身体の発達段階を考慮し、5・6年生の間は、初等部の標準服を着用しても良い</p> <p>※ネクタイ・リボン・シャツ（ブラウス）は5年生の時点で、全員中・高等部のものを着用</p>
標準服	防寒具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイツ／ストッキング（黒・紺・つま先まで覆うもの）可</li> <li>・レギンス（足首が隠れる程度の長さのもの）可</li> <li>※柄や装飾のないもの</li> <li>※体育の授業等、運動する場合には靴下に履き替える</li> <li>・防寒具としてセーター（指定）可</li> <li>※ブレザーの下に着用</li> <li>・手袋／マフラー／コートの着用可</li> <li>・コート（紺・黒・茶・グレー系で派手にならないもの）</li> <li>※ジャンパー・パーカーを除く</li> </ul>	
	夏服	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネクタイ／リボンについては、儀式など指示があった場合に着用（任意）</li> <li>・肌着：白（ワンポイント可）</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフパンツ／スカート</li> <li>・白のワイシャツ／ブラウス（ポロシャツも可）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スラックス／スカート</li> <li>・白いワイシャツ／シャツはポロシャツでもよいが、スラックスの中に入れて着用</li> </ul>

	スカート丈	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひざが隠れる程度</li> <li>※但し、初等部の1～4年は身長伸びも著しいため、成長と共にスカート丈が短くなることは許容</li> </ul>	
	靴下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白/紺/黒のクルーソックス・ハイソックス</li> <li>※ワンポイント可</li> <li>※くるぶしが隠れる長さが望ましい</li> <li>※膝上までの長いものは不可</li> </ul>	
		式典時：白（1～6年）	式典時：紺（7～9年）
	ベストセーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋谷本町学園指定の紺のベスト・セーターの着用可</li> <li>・移行期間を含め夏季期間中はベストでの登校可</li> <li>・防寒具としてセーターを着用（ブレザーの下に着用）</li> </ul>	
頭髪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肩に髪がつく長さのものは結ぶ</li> <li>※シンプルに一つ結び、二つ結び、三つ編み、お団子など</li> <li>・パーマ、染色、脱色、整髪料の使用は禁止</li> <li>※縮毛パーマ等、諸事情がある場合は応相談</li> </ul>		
	ゴム・ピンの色：黒・紺・茶		
上履き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育館履きと兼ねて使用</li> <li>・学校指定のものを推奨</li> <li>・形状が同じ（布タイプのバレエシューズ）であれば、指定のものでなくても可</li> <li>・安全を考慮しかかとを踏んで履かない</li> <li>※名前の記入 上履きの前の部分とかかとに大きく漢字またはひらがなで記入</li> <li>※名札の代わりとしての機能を果たすようにする。（クラス・名前は姓のみ記入）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校指定のもの（ひも靴）を体育館履きと兼ねて使用</li> <li>・かかとの部分に記名 5年/白 6年/緑 7年/赤 8年/青 9年/黄</li> <li>※5年生 年度当初、買い替える際に指定のものにすればよい</li> <li>5・6年生の上履きは、つま先とかかとの部分にクラスと名前（姓のみ）を記入</li> </ul>
			
外履き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動のできる靴</li> <li>・雨天の長靴可</li> <li>・ローファーなど運動に適さない靴は使用しない</li> </ul>		
体育着	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上は白の体操着</li> <li>・下は紺のハーフパンツ</li> </ul> <p>※1～6年生：指定ジャージ（希望者は購入し着用可）</p>		

		1～6年生	7～9年生
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・上着は白い布に黒の油性ペンで記入</li> <li>・左胸に縫い付けること (5cm×10cm)</li> <li>・赤白帽：白の左内側に氏名</li> <li>・紺のハーフパンツ、体育着袋は外側からわかるように記名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名は購入の際、刺繍済</li> </ul>
		 	
カバン		<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、6年生までランドセルを使用</li> <li>※ランドセルの横にキーホルダーなどは付けてはいけない。</li> <li>・色の指定なし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定なし</li> </ul>
所持品	学用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学用品、その他所持品には名前を記入</li> <li>・学用品は、なるべく色や柄、形がシンプルなものを使用</li> <li>・学習の妨げになるようなものは避ける</li> <li>・学校生活に必要なもの(携帯電話・雑誌・まんが・貴重品・お菓子・お金・刃物・電子機器など)は持ってこない</li> <li>※特別な理由でもってきた場合は担任に申し出る</li> <li>※お金の場合は朝、必ず担任に預ける。</li> <li>※渋谷区中学校のみ、携帯電話の持込の許可 「同意確認書」の書類の提出と面談を実施して許可となる</li> </ul>	
	水筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間を通して、水筒(ペットボトル不可)を持参可</li> <li>・中身は水、お茶</li> <li>持参した水筒は教室でまとめて保管し、自席で座って飲むこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生は、7～10月まで熱中症予防対策として、スポーツドリンク(薄めたもの)も可</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災頭巾を教室の椅子に常備(手作り/市販可)</li> <li>・防災頭巾の使用は6年生まで</li> <li>・1単位時間以上の教室移動の時は、防災頭巾を持参</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腕時計の所持可</li> <li>※時計以外の機能を有しているもの、高価なものは避ける</li> <li>※管理は自己責任</li> <li>※体育の授業中ははずす</li> <li>・無色無香料の汗ふきシート日焼け止め、ハンドクリーム、リップクリーム可</li> <li>・スプレータイプ不可</li> </ul>

## 渋谷本町学園（7～9年生）における携帯電話（スマートフォン）の取扱について

生徒の登下校中の安全・安心のために、災害や犯罪発生時の緊急連絡手段としてのみ、同意書を提出したうえで、携帯電話（以下スマートフォンを含む）の校内への持ち込みを許可します。

生徒の携帯電話によるトラブル防止のために、以下のことについてご家庭で確認、約束をお願いします。

### 1 登下校中や学校での携帯電話の取扱のルール

- ・携帯電話を学校に持たせる場合は、携帯電話の取扱に関する同意確認書を提出し、生徒は担任と面談をし、校長の許可を受ける。携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩などについては、保護者の責任とする。
- ・携帯電話を登下校中に持つ目的は、防災・防犯に限定する。
- ・校内では、携帯電話の電源を切って、学校から指示された方法で保管する。
- ・登下校中は、携帯電話をかばんの中に入れ、災害時などの緊急の場合以外では使わない。また、歩きながら操作をしない。
- ・生徒が、ルールに従わずに、携帯電話を校内で使ったり、登下校中に緊急時以外で使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かり、学校と保護者が協力して指導する。

### 2 携帯電話の適切な使い方について

- ・SNS 東京ルール及び学校の SNS ルールについて家庭で話し合い、家庭でもルールづくりを行う。  
SNS 東京ルール（SNS ほんまちルール）
  - ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
  - ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
  - ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
  - ④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自画撮り画像を送ったりしない。
  - ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

### 3 携帯電話の家庭での管理について

- ・携帯電話を使う目的や必要性、必要な機能などを生徒とともに確認し、適切な機種・機能を選ぶ。また、使用するアプリケーションなどについても、家庭で使用前に必ず生徒と確認する。
- ・フィルタリングの他、通信料、課金など生徒の使用状況を家庭で確認する。
- ・パスワードは保護者が必ず把握する。
- ・インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあつた場合は、早急に学校、警察その他関係諸機関、各種相談窓口にご相談し、適切に対応する。

### 4 持ち込みできる「携帯電話」について

- ・子ども向け携帯（基本的な通話・メール機能や GPS 機能のみを搭載しているもの）。
- ・通話以外に、インターネット閲覧などが可能なフィーチャーフォンやスマートフォン。

注意：タブレット端末や携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーは含みません。

携帯電話等の付属品（イヤフォン・ヘッドフォン等）も同様です。

渋谷区立渋谷本町学園(7～9年生)における携帯電話の登下校中所持に関する同意書の提出について

平素より本校の教育活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件につきましてお知らせいたします。災害発生時などの緊急の連絡手段や、犯罪の抑止力として、保護者の責任のもと、登下校中の生徒に携帯電話を所持させたい場合は、本同意確認書に必要事項を記入して、担任にご提出ください。

き り と り

渋谷区立渋谷本町学園 統括校長 殿

令和 年 月 日

渋谷区立渋谷本町学園(7～9年生)における携帯電話の登下校中所持に関する同意確認書

次の事項に同意することを条件に、保護者の責任のもと、登下校中の生徒に携帯電話を所持させたいので、同意書を提出します。

<同意事項>

同意確認事項を読み、同意・確認できる項目のすべてのチェックボックスへのチェック(✓)をお願いいたします。全ての項目に同意いただけない場合は登下校中に携帯電話を所持することはできません。

同意確認事項		保護者	生徒
		✓	✓
1	登下校中は、携帯電話をカバンの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれるなどの緊急の場合以外は携帯電話をしません。		
2	校内では電源を切って、学校から指示された保管方法に従います。		
3	携帯電話の所持について学校のルールなどが守れない場合は、①学校が携帯電話を預かり保護者に返却する。②一時的又は長期的に登下校中の所持を制限する。などの学校の指導に従います。		
4	災害時の緊急時以外で、保護者から生徒の携帯電話への連絡はしません。		
5	携帯電話の適切な使用や使用時間について、家庭でルールをつくり、適切に管理します。		
6	使用するアプリケーションやサービスについて、使用前に家庭で話し合います。		
7	フィルタリングや携帯電話の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、パスワードを設定するなど、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫をします。		
8	インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害などがあった場合の相談窓口や、連絡できる関係機関を知っています。		
9	携帯電話の破損・盗難・個人情報の漏洩などについては、保護者の責任とします。		

年 組 番

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

▶部活動 運動部 (今年度の場合)

卓球部 渋谷区夏季大会団体戦 準優勝

個人 都大会出場

女子バレーボール部

渋谷区夏季大会 優勝

男子バスケットボール部

渋谷区夏季大会 第3位

水泳部 (男女)

陸上部 (男女)

バスケットボール部 (男女)

ソフトテニス部 (女子のみ)

野球部 (代々木・笹塚 合同チーム)

▶部活動 文化部 (今年度の場合)

美術部 英語部

吹奏楽部

東京都中学校吹奏楽部コンクール 銀賞

▶部活動 運動部（今年度の場合）  
サッカー部

渋谷区部活動改革プロジェクト



別紙 資料をご覧ください。



## 特別支援教室の取組について

渋谷区立渋谷本町学園

校長 齊藤 茂好

特別支援教育担当

### 1. 渋谷区の特別支援教室について

中幡小学校の特別支援教室「やまぶき」や代々木中学校の特別支援教室「くすのき」が巡回指導の拠点校となり、「やまぶき」「くすのき」に在籍する巡回指導教員が各小中学校を巡回し、学級担任と連携の上、児童生徒の実態や特性、周囲の環境や学校への適応状態に応じた指導を行っています。お子さんのことでお悩みの場合は、在籍校の学級担任や特別支援教育コーディネーターにご相談ください。

### 2. 特別支援教室での指導について

#### (1) 対象となる児童・生徒の特性の例

- ・ 円滑な友達関係が築きにくく、トラブルを起こしやすい。
- ・ 自分の感情を表現するのが苦手で、過度に我慢をしたり、逆に攻撃的になったりする。
- ・ 周囲の人が考えていることを推測するのが苦手で、悪意はないが相手を傷つけることを言うてしまう。
- ・ 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を抱えている。
- ・ 年齢や発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性が見受けられる。

#### (2) 指導内容の事例

- ・ ロールプレイ等で適切な会話ができるようになるための指導
- ・ 物語の登場人物の気持ちを考えるなどの指導
- ・ 必要な情報を少なくし、いくつかの情報の中から必要なものに注目できるようにするための指導
- ・ 順番に人の話を聞くなど、ルールに従って行動できるようにするための指導
- ・ ICT 機器の活用等を含む自分に合った学習方法を習得し、その方法を取り入れて、在籍学級での学習を円滑にできるようになるための指導

※教科学習の補完的な指導ではありません。



### (3) 期待される児童・生徒の変化や効果について

- ・巡回指導教員が在籍学級担任や教科担任等と共通理解を持ち、協働して指導することにより、児童・生徒に身近な在籍校で、個々の状況に応じた特別な指導を実施できるようになります。それにより、児童・生徒の在籍学級における集団適用能力の伸長等が図られます。
- ・巡回指導教員や在籍学級担任等が、臨床発達心理士等の専門家の意見を踏まえた指導を行うことで、児童・生徒は将来の自己イメージを持ち、進路や将来を見据えた展望をもてるようになります。
- ・巡回指導教員や臨床発達心理士等の専門家が在籍学級における児童生徒の行動観察を行うことで、学習等に困り感のある児童・生徒に対する早期からの適切な支援が可能となります。
- ・教職員や保護者が指導の内容をする機会が増え、更に相互理解が図られます。

### 3. 特別支援教育の申込みを希望する場合について

- ・保護者の方の申込みが必要です。まず、本校の校内委員会で検討し、渋谷区教育委員会に相談します。
- ・渋谷区教育委員会の心理士の発達検査を受けていただいています。(児童・生徒が学習を進めるうえで、得意なことや不得意なことを見極め、どのような支援が適切かを知るため)
- ・渋谷区教育委員会の「特別支援教育支援検討委員会」で判定をします。(支援が必要かどうか、どのような支援が必要か)
- ・判定が出たら、個別指導計画を作成して支援を開始します。定期的に面談を行う予定です。

### 4. 周りの児童・生徒への指導について

- ・スタディールーム（特別支援教室）に行く児童・生徒が教室にいる時には、温かく送り出しをするように指導しています。周りの子供が応援してくれることで、本人もさらにやる気が出るよう支援してまいります。

手続き等、不明な点は、副校長または特別支援教育コーディネーターにお尋ねください。